

## 子どもオンブズパーソン事業概要

### 1 目的

小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる。

### 2 事業概要

子どもの権利を実現するために、専門的知見を有する独立した立場から、子どものあらゆる相談に対応し、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考え解決を目指すとともに、子どもの権利の意識を高める取組を行う。

### 3 内容

#### (1) 業務内容

子どもの相談に対応する子ども相談室（仮称）を令和4年9月（予定）に開設。子どもの相談に基づき、関係の再構築などの必要があると認める時や、当事者間で意見の食い違いがある場合等は、子どもオンブズパーソンが間に入り、子どもの気持ちを尊重しながら、子どもの最善の利益に基づく相互理解を促す調整活動や支援を行い、悩みの解決を目指すとともに、権利侵害があった場合には申立てに基づく調査、調整、勧告等を実施。

相談・救済活動の他、子どもの権利の普及啓発事業を行う。

#### (2) 体制

子どもオンブズパーソン 3人以内（弁護士、他自治体オンブズ経験者等）  
 会計年度任用（月額制）職員 3人（相談・調査専門員。有資格者）  
 正規職員 1人（事務局）

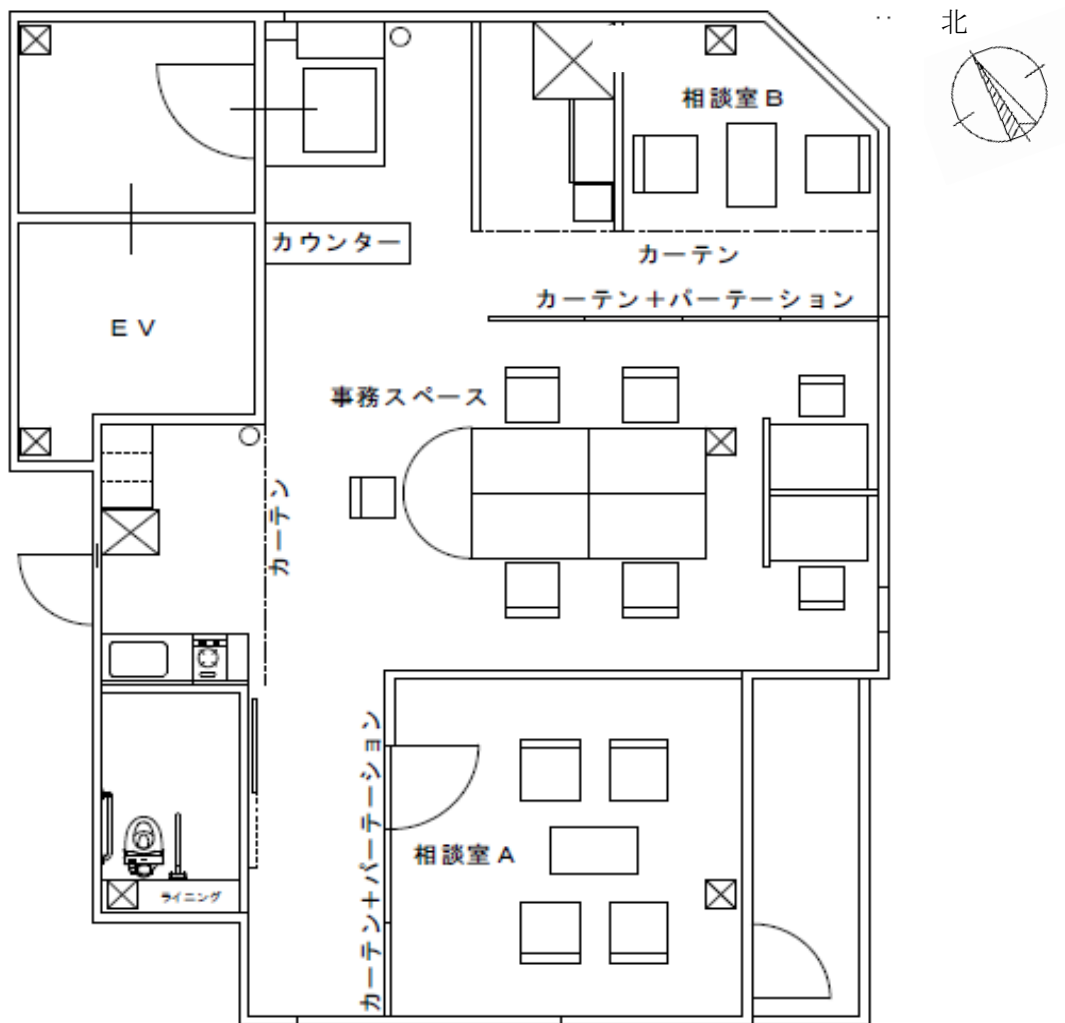
### 4 賃借物件（予定）

#### (1) 住所

東京都小金井市中町3丁目9番10号



- (2) 対象区画  
4階 71.8㎡ (21.71坪)
- (3) 契約期間  
令和4年5月1日から令和9年4月30日まで (5年間)
- (4) 開設日  
令和4年9月1日
- (5) 間取りイメージ



## 5 主なスケジュール (案)

年月	物件関係	その他
令和4年4月	準備室開設・相談室名称募集	・委員委嘱・相談員雇用
5月	物件契約	・開設準備期間 (愛称募集・啓発印刷配布・学校等挨拶・職員研修 (含む視察)・相談受け方や集計方法等マニュアル作成)
6月	内裝修繕開始	
7月	内裝修繕完了・相談室名称決定	
8月	ネットワーク回線敷設・引越し	
9月	相談室開設	・以降に市民説明会他、啓発を実施